



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

- \*29 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*30 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*31 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*32 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*33 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*34 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*35 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

- 924 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 925 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 926 天野土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 927 紀の川土地改良区連合の役員の就退任( " )
- 928 道路の区域変更 (道路保全課)
- 929 新道路の供用開始等 ( " )
- 930 橋本都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課)

### ○ 選挙管理委員会告示

- \*48 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第15号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正

### ○ 公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市政策課)

### ○ 諸報

- 拾得物件公告 (岩出警察署)
- 平成17年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (財団法人不動産適正取引推進機構)

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第29号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を

改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3の表中

3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学は歯学に関する学科(同じ書に規定する学部以外の基本となる組織を置く相当の組織を含む。以下医学に関する学科(修業のに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事る学歴免許等の資格
4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事る学歴免許等の資格
5 大学4卒	(1) 学校教育法による4年業 (2) 気象大学校大学部(修ものに限る。) (3) 海上保安大学校本科の (4) 上記に相当すると人事る学歴免許等の資格

の医学若しく  
法第53条ただ  
の教育研究上  
場合における  
同じ。)又は獣  
年限6年のも

委員会が認め

制の大学の専

委員会が認め

制の大学の卒

業年限4年の

卒業

委員会が認め

を

3 専門職学位課程修了	学校教育 位課程の
4 大学6卒	(1) 学校 は歯学 し書に の基本 相当の 医学に のに限 (2) 上記 る学歴
5 大学専攻科卒	(1) 学校 攻科の (2) 上記 る学歴
6 大学4卒	(1) 学校 業 (2) 国立 (3) 気象 ものに (4) 海上 (5) 上記 る学歴

法による専門職大学院専門職学 修了
教育法による大学の医学若しく に関する学科(同法第53条ただ 規定する学部以外の教育研究上 となる組織を置く場合における 組織を含む。以下同じ。)又は獣 関する学科(修業年限6年のも る。)の卒業 に相当すると人事委員会が認め 免許等の資格
教育法による4年制の大学の専 卒業 に相当すると人事委員会が認め 免許等の資格
教育法による4年制の大学の卒
看護大学校看護学部の卒業 大学校学部(修業年限4年の 限る。) 保安大学校本科の卒業 に相当すると人事委員会が認め 免許等の資格

に改める。

別表第5の表中

修士課程修了	18年	+	2年	+	4年
--------	-----	---	----	---	----

+	6年	+	9年
---	----	---	----

を

修士課程修了	18年	+
専門職学位課程修了	18年	+

に改める。

2年	+	4年	+	6年	+	9年
2年	+	4年	+	6年	+	9年

別表第6のイの表中「修士課程修了」を「修士課程修了  
専門職学位課程修了」

に改め、同表の備考第1項中「修士課程修了大学6卒」を「修  
士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」に改め、同表の備考  
第3項中「修士課程修了」の次に「、「専門職学位課程修了」」  
を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、  
昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年4月1日  
から適用する。

和歌山県人事委員会規則第30号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一  
部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則  
の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平  
成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改  
正する。

別表第3の表中

3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学 は歯学に関する学科(同 し書に規定する学部以外 の基本となる組織を置く 相当の組織を含む。以下 医学に関する学科(修業 のに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事 る学歴免許等の資格
4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年 攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事 る学歴免許等の資格
5 大学4卒	(1) 学校教育法による4年 業 (2) 気象大学校学部(修 ものに限る。) (3) 海上保安大学校本科の (4) 上記に相当すると人事 る学歴免許等の資格

の医学若しく  
法第53条ただ  
の教育研究上  
場合における  
同じ。)又は獣  
年限6年のも

委員会が認め

制の大学の専

委員会が認め

制の大学の卒

業年限4年の

卒業

委員会が認め

を

3 専門職学位課程修了	学校教育 位課程の
4 大学6卒	(1) 学校 は歯学 し書に の基本 相当の 医学に のに限 (2) 上記 る学歴
5 大学専攻科卒	(1) 学校 攻科の (2) 上記 る学歴
6 大学4卒	(1) 学校 業 (2) 国立 (3) 気象 ものに (4) 海上 (5) 上記 る学歴

法による専門職大学院専門職学  
修了

教育法による大学の医学若しく  
に関する学科(同法第53条ただ  
規定する学部以外の教育研究上  
となる組織を置く場合における  
組織を含む。以下同じ。)又は獣  
関する学科(修業年限6年のも  
る。)の卒業  
に相当すると人事委員会が認め  
免許等の資格

教育法による4年制の大学の専  
卒業  
に相当すると人事委員会が認め  
免許等の資格

に改める。

教育法による4年制の大学の卒業  
 看護大学校看護学部の卒業  
 大学校大学部(修業年限4年の限る。)  
 保安大学校本科の卒業に相当すると人事委員会が認め免許等の資格

別表第5の表中 「修士課程修了」 18年 + 2年 + 4年

「+ 6年 + 9年」 を 「修士課程修了」 18年 + 「専門職学位課程修了」 18年 +

2年 + 4年 + 6年 + 9年  
 2年 + 4年 + 6年 + 9年 に改める。

別表第6中「修士課程修了」を 「修士課程修了」 に改める。  
 「専門職学位課程修了」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第31号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3の表中

3 大学6卒	(1) 学校教育法による大学は歯学に関する学科(同じ書に規定する学部以外の基本となる組織を置く相当の組織を含む。以下医学に関する学科(修業のみに限る。))の卒業 (2) 上記に相当すると人事する学歴免許等の資格
4 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事する学歴免許等の資格

5 大学4卒	(1) 学校教育法による4年業 (2) 気象大学校大学部(修ものに限る。) (3) 海上保安大学校本科の (4) 上記に相当すると人事する学歴免許等の資格
--------	--

3 専門職学位課程修了	学校教育位課程の
4 大学6卒	(1) 学校は歯学し書にの基本相当の医学のみに限る (2) 上記の学歴
5 大学専攻科卒	(1) 学校攻科の (2) 上記の学歴
6 大学4卒	(1) 学校業 (2) 国立 (3) 気象ものに (4) 海上 (5) 上記の学歴

の医学若しく法第53条ただの教育研究上場合における同じ。)又は獣年限6年のも  
 委員会が認め  
 制の大学の専  
 委員会が認め  
 制の大学の卒  
 業年限4年の  
 卒業  
 委員会が認め

法による専門職大学院専門職学修了  
 教育法による大学の医学若しくに関する学科(同法第53条ただ規定する学部以外の教育研究上となる組織を置く場合における組織を含む。以下同じ。)又は獣関する学科(修業年限6年のもる。)の卒業に相当すると人事委員会が認め免許等の資格  
 教育法による4年制の大学の専卒業に相当すると人事委員会が認め免許等の資格  
 教育法による4年制の大学の卒業  
 看護大学校看護学部の卒業  
 大学校大学部(修業年限4年の限る。)  
 保安大学校本科の卒業に相当すると人事委員会が認め免許等の資格

別表第5の表中 「修士課程修了」 18年 + 2年 + 4年

「+ 6年 + 9年」 を 「修士課程修了」 18年 + 「専門職学位課程修了」 18年 +

2年	+	4年	+	6年	+	9年
2年	+	4年	+	6年	+	9年

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第13条の 8 関係)

一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号) (ア) (期末手当・期末手当及び勤勉手当)の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分書を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

備考

- 1 (ア) には次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項を記載する。
  - (1) 期末手当を一時差し止める場合 「第23条の 3 第 1 項の規定に基づき」
  - (2) 期末手当及び勤勉手当を一時差し止める場合 「第23条の 3 第 1 項及び第24条第 5 項において準用する第23条の 3 第 1 項の規定に基づき」
- 2 (イ) には処分の取消しの申立てをすべき任命権者の名称を、(ウ) には処分の取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員

会規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

## 和歌山県人事委員会規則第33号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

## 別記第 1 号様式 (第14条の 8 関係)

## 一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号) (ア) (期末手当・期末手当及び勤勉手当)の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分書を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

## 備考

- 1 (ア) には次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項を記載する。
  - (1) 期末手当を一時差し止める場合 「第19条の3第1項の規定に基づき」
  - (2) 期末手当及び勤勉手当を一時差し止める場合 「第19条の3第1項及び第20条第5項において準用する第19条の3第1項の規定に基づき」
- 2 (イ) には処分の取消しの申立てをすべき任命権者の名称を、(ウ) には処分の取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員

会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

## 和歌山県人事委員会規則第34号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

## 別記第1号様式(第14条の8関係)

## 一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号) (ア) (期末手当・期末手当及び勤勉手当)の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分書を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

## 備考

- (ア)には次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める事項を記載する。
  - 期末手当を一時差し止める場合 「第21条の3第1項の規定に基づき」
  - 期末手当及び勤勉手当を一時差し止める場合 「第21条の3第1項及び第22条第5項において準用する第21条の3第1項の規定に基づき」
- (イ)には処分の取消しの申立てをすべき任命権者の名称を、(ウ)には処分の取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 和歌山県人事委員会規則第35号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
を次のように定める。

平成17年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正す  
る規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人  
事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記第25号様式を次のように改める。

## 別記第25号様式 (第20条関係)

## 一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

(一時差止処分者)

印

職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)第15条の2第1項の規定に  
基づき、一般の退職手当等の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受  
けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この  
処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の  
変化を理由に (1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日  
の翌日から起算して6箇月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(2))提  
起することができる(なお、この処分書を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日か  
ら1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この  
処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取  
消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以  
内に提起することができる(なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であっても、  
決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

## 備考

- 1 (1) には処分の取消しの申立てをすべき任命権者の名称を、(2) には処分の取消しの  
訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第30号様式を次のように改める。

別記第30号様式 (第25条関係)

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

(返納命令者)

印

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）第15条の3第1項の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に和歌山県を被告として（被告を代表する者は

（2））提起することができる（なお、この命令書を受けた日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

## 記

金

円

算出根拠	1	既に支給した一般の退職手当等の額	円
	2	職員の退職手当に関する条例第15条の3第1項第1号の規定により控除される額	円
	返 納 額 (1 - 2)		円
退職手当の返納を命ずる理由			

## 備考

- （1）には不服申立てをすべき任命権者の名称を、（2）には処分の取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
---------	-----	-------	-----------

指定事業者番号	氏 名 （法人の場合 にあっては、 申請者の名称）	住 所 （法人の場合に あっては、 主たる事務所の 所 在 地）	法人の場合 にあっては、 代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 称	事 業 所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	指 定 年 月 日
3072500477	有限会社グループ ホーム開門荘	東牟婁郡熊野川町日 足752	須川千代	グループホーム開 門荘	東牟婁郡熊野川 町日足752	痴呆対応 型共同生 活介護	平成 17.5.26

御柔 16-17	こぐま接骨院	御坊市藤田町藤井 1907-1	平成 17.5.13
-------------	--------	--------------------	---------------

和歌山県告示第925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	丸山隆市	伊都郡かつらぎ町大字下天野1128番地
理事	小川宏吾	伊都郡かつらぎ町大字上天野132番地
理事	津田拓範	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	谷口正吾	伊都郡かつらぎ町大字下天野627番地
理事	牧田哲次	伊都郡かつらぎ町大字下天野103番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	北康吉	伊都郡かつらぎ町大字神田143番地
理事	古谷敏晴	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
理事	赤阪岩男	伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地
理事	南垣内惣兵	伊都郡かつらぎ町大字下天野776番地
理事	民谷利夫	伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地
理事	谷口正信	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
監事	田和弘満	伊都郡かつらぎ町大字下天野512番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地
監事	高水茂富	伊都郡かつらぎ町大字上天野495番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	丸山隆市	伊都郡かつらぎ町大字下天野1128番地
理事	小川宏吾	伊都郡かつらぎ町大字上天野132番地
理事	津田拓範	伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地
理事	矢部勝己	伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地
理事	谷口正吾	伊都郡かつらぎ町大字下天野627番地
理事	二浦尾憲一	伊都郡かつらぎ町大字下天野692番地
理事	辻本正喜	伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地
理事	表谷信明	伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地
理事	北康吉	伊都郡かつらぎ町大字神田143番地
理事	古谷敏晴	伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地
理事	赤阪岩男	伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地
理事	南垣内惣兵	伊都郡かつらぎ町大字下天野776番地
理事	民谷利夫	伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地
理事	谷口正信	伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地
監事	田和弘満	伊都郡かつらぎ町大字下天野512番地
監事	佐藤恵	伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地
監事	高水茂富	伊都郡かつらぎ町大字上天野495番地

和歌山県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	田村重樹	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地
理事	松浦琢美	那賀郡打田町大字上野157番地
理事	中岡靖享	伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地
理事	岸本勇	伊都郡かつらぎ町大字東浜田666番地

の2

理事	田中一旭	那賀郡粉河町大字遠方424番地の2
理事	東勲	那賀郡岩出町大字中迫545番地の2
理事	南武文	和歌山市府中865番地
理事	森崎照之	那賀郡桃山町大字元343番地
理事	尾原和昭	和歌山市新庄131番地の2
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地
理事	秋月利昭	和歌山市太田498番地
理事	石井清	和歌山市手平出島39番地
理事	東道治	和歌山市川辺567番地の2
理事	田村雅弘	和歌山市向139番地
監事	谷澤俊彦	那賀郡岩出町大字西国分251番地
監事	永長幹雄	那賀郡桃山町大字段新田450番地
監事	和田敬視	和歌山市和田972番地
監事	杉原義造	和歌山市北島265番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	田村重樹	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地
理事	松浦琢美	那賀郡打田町大字上野157番地
理事	中岡靖享	伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地
理事	阪中祥晃	伊都郡かつらぎ町大字兄井220番地
理事	柑本和	那賀郡粉河町大字杉原566番地の1
理事	東勲	那賀郡岩出町大字中迫545番地の2
理事	南武文	和歌山市府中865番地
理事	森崎照之	那賀郡桃山町大字元343番地
理事	尾原和昭	和歌山市新庄131番地の2
理事	鳥居巖	和歌山市下和佐6番地
理事	木村一夫	和歌山市鳴神15番地の3
理事	笠松太	和歌山市神前469番地の4
理事	東道治	和歌山市川辺567番地の2
理事	田村雅弘	和歌山市向139番地
監事	谷澤俊彦	那賀郡岩出町大字西国分251番地
監事	田中一旭	那賀郡粉河町大字遠方424番地の2
監事	南條良次	那賀郡岩出町大字中島534番地
監事	宮田美典	和歌山市田尻271番地

和歌山県告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区	間	新旧の別	敷地の員延		備考
			幅員	長	
			メートル	メートル	
海草郡美里町大字今西字川北283番地先から同町大字今西字川北283番地先まで		旧	6.00	44.48	
			6.60		
同上		新	6.20	44.48	
			10.50		

和歌山県告示第929号

平成17年和歌山県告示第927号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年6月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第930号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称  
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和59年3月13日  
至 平成23年3月31日
- 4 事業地  
(1) 取用の部分  
昭和59年和歌山県告示第178号、平成2年和歌山県告示第186号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12

年和歌山県告示第828号の事業地のうち、和歌山県橋本市隅田町霜草字東山地内を削る。

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成2年和歌山県告示第186号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号の事業地に、和歌山県橋本市橋谷字宮ノ前、字上河原、大字慶賀野字下垣内、字坂垣内、字慶賀野台、字西川、字上ノ平、字笹尾を加える。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成2年和歌山県告示第186号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号の事業地のうち、和歌山県橋本市城山台一丁目及び二丁目、隅田町真土字姥谷、字中畑、字御姥谷及び丸垣内を削る。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成2年和歌山県告示第186号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号の事業地のうち、和歌山県橋本市あやの台一丁目及び二丁目地内において事業地を変更する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第15号（地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等）の一部を次のとおり改正する。

平成17年6月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男  
第2項中「211,129人」を「211,127人」に改め、第3項中「日高郡選挙区16,097人」を「日高郡選挙区16,093人」に改める。

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年6月3日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	田辺市新庄町字東橋谷349番33の一部、349番35、田辺市新庄町字土手内419番の一部、420番2、420番8、420番9、420番11、420番13の一部、420番14の一部、422番、422番1、423番、424番1、424番2、425番、463番1の一部、463番2、464番1の一部 田辺市新庄町字成川539番5、539番6、539番8、539番9の一部、539番10の一部、539番11、539番12
--------------------	---

許可を受けた者の住所及び氏名	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内
----------------	--

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているため、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年6月3日

和歌山県岩出警察署長 大山一郎

物 件 (種別及び数量)	拾 得 年 月 日	拾 得 の 場 所
現金23万円 (封筒に在中)	平成17年4月28日	那賀郡岩出町 (施設内)

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成17年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

財団法人不動産適正取引推進機構  
理事長 小野 邦久

1 試験の日時

平成17年10月16日（日）午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者については、次のア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

<p>エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。</p> <p>オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。</p> <p>カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。</p> <p>キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。</p> <p>(2) 出題法令 平成17年4月1日現在施行されている法令による。</p> <p>4 試験の方法及び出題数</p> <p>(1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。</p> <p>(2) 出題数 50問。ただし、登録講習修了者については、45問とする。</p> <p>5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。</p> <p>6 受験申込み</p> <p>(1) 郵送又は持参による申込み</p> <p>ア 試験案内及び受験申込書の配布</p> <p>(ア) 配布期間 平成17年7月1日(金)から同年7月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(イ) 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び県内各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)並びに社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の本部及び支部</p> <p>イ 申込期間</p> <p>(ア) 郵送申込みの場合 平成17年7月1日(金)から平成17年7月29日(金)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。</p> <p>(イ) 持参申込みの場合 平成17年7月25日(月)から同年7月29日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>ウ 提出書類</p> <p>(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはり付けたもの)</p> <p>(イ) 写真1葉(受験申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)</p> <p>(ウ) 登録講習修了者については、前に掲げる(ア)</p>	<p>及び(イ)に加え登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。</p> <p>オ 郵送先又は提出先</p> <p>(ア) 郵送申込みの場合 社団法人和歌山県宅地建物取引業協会(和歌山市太田143-3)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。</p> <p>(イ) 持参申込みの場合 社団法人和歌山県宅地建物取引業協会本部(和歌山市太田143-3)</p> <p>(2) インターネットによる申込み</p> <p>ア 試験案内の掲載</p> <p>(ア) 掲載期間 平成17年6月17日(金)から同年7月25日(月)まで</p> <p>(イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<a href="http://www.retio.or.jp">http://www.retio.or.jp</a>)</p> <p>イ 申込期間 平成17年7月1日(金)午前9時30分から平成17年7月14日(木)午後9時59分まで</p> <p>ウ 申込方法</p> <p>(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<a href="http://www.retio.or.jp">http://www.retio.or.jp</a>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。</p> <p>(イ) 写真ファイル(受験申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)</p> <p>7 合格発表</p>
---	--

(1) 発表の期日

平成17年11月30日 (水)

(2) 発表の方法

合格者一覧表の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。

8 問い合わせ先

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

和歌山市太田143-3 TEL (073) 471-6000